

第3節 障害者福祉

1 身体障害者福祉

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた程度の障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、同法の適用の証明となり、かつ各種障害福祉サ

ービスを利用する根拠となるものである。管内の身体障害者手帳所有者の状況は、表2のとおりである。

表1 身体障害者手帳事務処理状況 (単位：人)

区 分	平成24年度中の異動				24年度末所有者
	新規交付	転入	転出	返 還	
川北町	10	—	—	7	190

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表2 身体障害者手帳所有者数 平成25年3月末現在 (単位：人)

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
川北町	4	186	190
管内計	4	186	190
小松市	75	4,448	4,523
加賀市	45	3,495	3,540
能美市	37	1,668	1,705
県 計	807	45,672	46,479

(2) 特別障害者手当等

在宅の重度心身障害児(者)に対して手当の支給を行っている。

時の介護を必要とする在宅障害児(20歳未満)を対象とする。

ア 特別障害者手当等

著しく重度の障害のため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅障害者(20歳以上)を対象とする。

ウ 福祉手当

昭和61年4月1日において、20歳以上の従来の福祉手当受給(経過措置分)者の内、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害者基礎年金も支給されない在宅障害者を対象とする。

イ 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常

表3 特別障害者手当等支給事務処理状況 平成24年度(単位：人)

区 分	23年度末現在	申 請	決 定 状 況 等			停 止 除 解	停 止	資 格 喪 失	24年度末現在
			認 定	却 下	保 留				
特別障害者手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児福祉手当	3	—	—	—	—	—	—	—	3
福 祉 手 当	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである

表4 特別障害者手当等の受給者状況

平成25年3月末日現在(単位:人)

区分	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当		合計	
	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者
川北町	—	—	3	—	—	—	3	—
県計	676	13	498	22	59	1	1,233	36

2 知的障害者福祉

(1) 療育手帳

知的な障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、知的障害児(者)に対して一貫した相談援助を行うとともに、これらの者が各種障害

福祉サービスを利用する根拠となるものである。管内の療育手帳所有者の状況は、表6のとおりである。

表5 療育手帳事務処理状況

(単位:人)

区分	平成24年度中の異動				24年度末所有者
	新規交付	転入	転出	返還	
川北町	—	—	—	—	30

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表6 療育手帳所有者数

平成25年3月末日現在(単位:人)

区分	判定A(重度)			判定B(中・軽度)			合計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
川北町	4	7	11	2	17	19	6	24	30
管内計	4	7	11	2	17	19	6	24	30
小松市	55	188	243	89	339	428	144	527	671
加賀市	44	174	218	58	236	294	102	410	512
能美市	29	99	128	64	148	212	93	247	340
県計	630	2,581	3,211	1,004	3,443	4,447	1,634	6,024	7,658